

子ども・子育て支援新制度が始まります

幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充と質の向上を進め、子育てを取り巻く様々な課題を解決するために、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」が成立しました。

この法律が平成27年4月から施行されることとなり、新しく「子ども・子育て支援制度」が始まります。

これまでと教育・保育内容が大きく異なるものではありませんが、3つの認定区分に応じて、申し込み方法及び施設の利用先が決まります。

■新制度における保育料

現行の負担水準や保護者の所得に応じて、国が定める基準をもとに市が保育料を設定します。施設によっては、保育料とは別に実費負担や上乘せの利用料が生じる場合があります。（詳細は市ホームページにて随時お知らせします。）

※新制度に移行しない幼稚園（薬師寺幼稚園、第二薬師寺幼稚園、石橋幼稚園）は支給認定が不要なため、利用手続きに変更はありません。直接施設へお申し込みください。

■問い合わせ先

こども福祉課 ☎(52)1114

■認定区分と利用できる施設

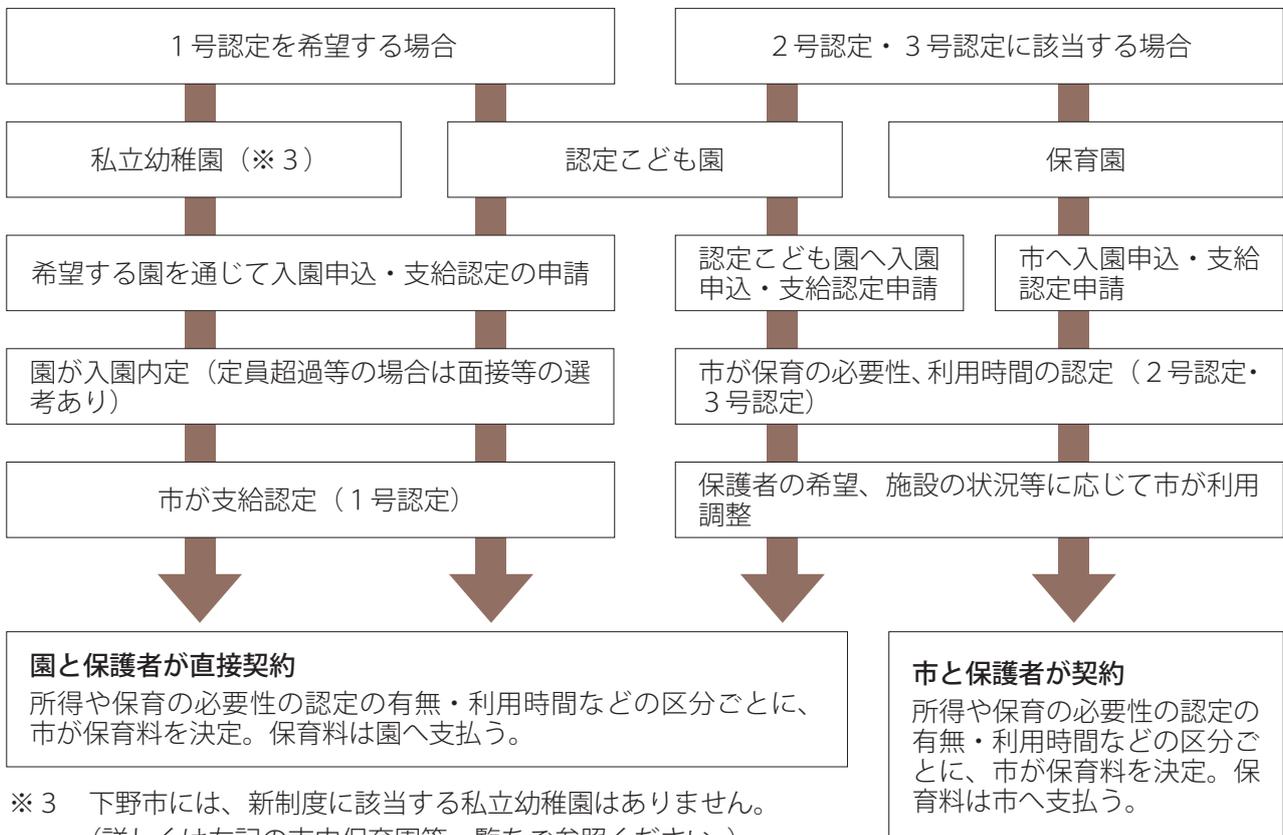
| 認定区分 | 対象児 | 利用できる施設 |
|------|--|------------------------|
| 1号認定 | 満3歳以上で、教育のみを希望する場合 | 幼稚園、認定子ども園（※1） |
| 2号認定 | 満3歳以上で、保育園入園基準（保護者の就労等の「保育の必要な事由」）に該当し、保育所等での保育を希望する場合 | 保育園、認定子ども園 |
| 3号認定 | 満3歳未満で、保育園入園基準（保護者の就労等の「保育の必要な事由」）に該当し、保育所等での保育を希望する場合 | 保育園、認定子ども園、地域型保育施設（※2） |

※1 幼稚園（満3歳以上の教育）と保育所（0～5歳の預かり）の機能や特徴をあわせもち、地域の子育て支援も行う施設

※2 少人数を対象として0～2歳の児童を預かる施設で市の認可を受けたもの。

◆この他、新制度に移行しない認可外保育施設などがあります。詳しくはこども福祉課までご相談ください。

■新制度による利用の流れ（下野市）



※3 下野市には、新制度に該当する私立幼稚園はありません。（詳しくは左記の市内保育園等一覧をご参照ください。）